

兒玉和夫欧州連合日本政府代表部特命全権大使による  
御挨拶

(令和元年 12 月 11 日 (水) 10:00～ 閣僚セッション 1)  
(於：エネルギー憲章事務局)

(時間：3 分間)

イリル・ベジャ・アルバニア・エネルギー・インフラ副大臣,

ウルバン・ルスナック・エネルギー憲章事務局長,  
各国閣僚, 国際機関の長, 各国大使, 御列席の皆様,

まず, 日本国政府を代表し, 11 月 26 日に議長国アルバニアで発生した地震の被害者の皆様にご冥福とお見舞いを申し上げます。日本政府としましては, 日本とアルバニアとの間の友好関係のもと, 人道的観点から, 緊急援助物資を供与することを決定しました。同じ地震国として, アルバニアの一刻も早い地震からの復興を心から祈念しております。

さて, 本セッションの議題である, 「社会・経済, 環境, エネルギー関連目標を達成するための投資環境の改善」について, 本年の G20 議長国としての経験を踏まえ, 我が国の考えを申し上げます。

まず日本政府は, 国内の長期的なエネルギー目標として, 昨年 7 月に第 5 次エネルギー基本計画を決定しました。この計画の中では, 「3E+S (エネルギー安全保障, 経済効率性, 環境+安全性)」の原則の下, 安定的で経済負担が少なく, 環境に適合したエネルギー需給構造の実現を目指すとの方針を打ち出しています。

これを踏まえ, 本年 6 月に, パリ協定に基づく成長戦略

としての長期戦略を決定しました。この戦略は、最終到達点としての「脱炭素社会」をあるべき姿とし、実現のためにあらゆる選択肢を追求していくことを示しております。その中で、従来の取組の延長でなく、ビジネスの力を最大限に活用することによる非連続なイノベーションが不可欠であるとしています。

こうした国内での議論にも依拠し、本年6月に軽井沢にて開催されたG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、日本は議長国として「環境と成長の好循環」というコンセプトの重要性について各国に共有しました。会合後発出されたコミュニケにおいては、エネルギー転換において化石燃料が今なお主要な役割を果たしていることを認識しつつ、よりクリーンな技術への投資拡大、省エネルギーでの協力、再生可能エネルギーの普及及び持続可能な開発のための2030アジェンダの精神に沿ったエネルギー・イノベーションの促進の必要性を強調しています。

議長、

このように、日本は、エネルギー転換及び地球規模課題の解決のために、ありとあらゆる選択肢(All Fuels and All Technologies)を追求することが必要不可欠であり、また、政府がエネルギー技術及びイノベーションを促進すること及び政府主導で投資環境を改善していくことが重要と考えます。

そのため、こうしたことをG20コミュニケに盛り込むとともに、日本がエネルギー転換・脱炭素化の文脈でリーダーシップを発揮できるLNG・水素・カーボンリサイクル

ルに関する国際会議を９月に開催しました。これらの分野に関心を有する国・地域・機関の代表と課題認識を共有し、具体的な議論を継続的に進めております。

今後、エネルギー転換に向けての投資の増大が見込まれる中、投資環境の改善を図る上での法的基盤を提供する「エネルギー憲章条約（ECT）」が果たす役割はこれまで以上に重要となってきます。

その観点から、ECTの円滑な実施を確保するために、憲章会議及び事務局の活動が適切に行われることが不可欠であると考えております。そのため、日本は、EU及びカザフスタンとともにECT第34条の7に基づくレビューのコーディネーターとして貢献してまいりましたが、今般、憲章会議の名の下にレビューの結論が採択されたことを歓迎するとともに、今後、レビューの結論が着実に実施されることを切に望んでおります。

また、本憲章会議で合意に至った本日午後からの近代化交渉の開始を歓迎します。日本として、エネルギー安全保障を確保しつつエネルギー転換を進めること、また、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に関与していく所存です。

ECTが、現下のエネルギー転換期において、意味を持ち(Relevant であり)続けるよう日本としても、引き続き貢献して参ります。

御清聴ありがとうございました。

(了)